平成２７年（フ）第７２６号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地３―15―408
債務者　一井　義則
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８１１号
埼玉県北足立郡伊奈町内宿台４丁目115番地グリーンフィールド202
債務者　小林　元樹
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８３６号
さいたま市浦和区岸町５丁目20番16号　第一白梅ハイム202
債務者　足立　重雄
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８４０号
さいたま市緑区東浦和４丁目22番地18　ローゼＶ102
債務者　石田千鶴子
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８４４号
埼玉県戸田市大字上戸田１番地の１　（レオパレスパークビュー101号室）
債務者　山崎　理恵
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８４７号
さいたま市北区東大成町２丁目36番地７　センチュリーハイム101
債務者　細貝由喜子
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８６９号
埼玉県加須市花崎２丁目８番地７　エルディムスズ101号
債務者　清水　貴幸
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２７１号
埼玉県越谷市大字南荻島424番地１　レオネクストルナルミエール越谷112
債務者　坂入　義和
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３４１号
埼玉県越谷市蒲生４丁目３番32号　ラドリージョ106
債務者　十日市桂子
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３４６号
埼玉県越谷市花田１丁目35番地29　スカーレット206
債務者　松尾　洋右
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３４８号
埼玉県三郷市彦音１丁目65番地　コモンシティ千代田Ｂ―201、旧住所埼玉県三郷市彦成４丁目３番２―105号
債務者　佐藤安衣子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３５２号
埼玉県越谷市大字南荻島60番地４　藤和シティコープ北越谷506
債務者　岡田　槙悟
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３１７号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡２丁目25番21号
債務者　高田　祐子
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３５８号
埼玉県川越市砂新田３丁目18番地４　（グラン・コート川越新河岸301号）
債務者　坂下久美子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１４０号
埼玉県深谷市緑ケ丘11番16号
債務者　小田みどり
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１５２号
埼玉県大里郡寄居町大字保田原64番地８
債務者　俵木　省吾
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日までさいたま地方裁判所熊谷支部